

認証の詳細

<剣道具>

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合
 - 表 1 : 製造設備基準
 - 表 2 : 検査設備基準
 - 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
 - 表 4 : 型式確認申請手数料
 - 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
 - 表 6 : 型式確認試験の有効期限
 - 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
 - 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
 - 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

2. ロット認証による SG マーク表示の場合
 - 表 10 : ロット認証の委託検査機関
 - 表 11 : ロット認証の申請手数料
 - 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

| 製造設備 | 技術上の基準 |
|--|-----------------------|
| 1. 面金線材の切断加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る) | 1. 適切に切断加工ができること。 |
| 2. 面金線材の曲げ加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る) | 2. 適切に曲げ加工ができること。 |
| 3. 面金線材の穴あけ加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る) | 3. 適切に穴あけ加工ができること。 |
| 4. 面金のかしめ・溶接加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る) | 4. 適切にかしめ・溶接加工ができること。 |
| 5. 裁断加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る) | 5. 適切に裁断加工ができること。 |
| 6. 縫製加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る) | 6. 適切に縫製加工ができること。 |
| 7. 成形加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る) | 7. 適切に成形加工ができること。 |
| 8. 組立て・組付け加工設備 | 8. 適切に組立て・組付けができること。 |
| <p>ただし、面金線材の切断加工設備、面金線材の曲げ加工設備、面金線材の穴あけ加工設備、面金のかしめ・溶接加工設備、裁断加工設備、縫製加工設備及び成形加工設備により製造される部品の製造技術の状況により、製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該設備の一部若しくは全部を備えることを要しない。</p> | |

表 2 : 検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

| 検査設備 | 技術上の基準 |
|---|--|
| 1. 防護範囲確認試験設備 (当該試験を要する場合に限る) | 1. JIS:T8133 (乗車用安全帽) に規定される寸法、構造の人頭模型を備えていること。 |
| 2. 物見間隔測定試験設備 (当該試験を要する場合に限る。) | 2. SG 基準 1. (6) a) に規定する項目を適切に確認できるノギス又は同等以上の精度を有するものを備えていること。 |
| 3. 竹刀の貫入試験設備 (当該試験を要する場合に限る。) | 3. SG 基準 1. (6) b) に規定する項目を適切に確認できる貫入試験設備を備えていること。 |
| 4. 緩衝試験設備 (当該試験を要する場合に限る。) | 4. SG 基準 2. に規定する項目を適切に確認できる緩衝試験設備を備えていること。 |
| 5. 胴台の衝撃曲げ試験設備 (当該試験を要する場合に限る。) | 5. SG 基準 3. に規定する項目を適切に確認できる衝撃曲げ試験設備を備えていること。 |
| <p>ただし、防護範囲確認試験設備、物見間隔測定試験設備、竹刀の貫入試験設備、緩衝試験設備及び胴台の衝撃曲げ試験設備を実施できると一般財団法人製品安全協会に認められた者に定期的又は必要に応じて試験を依頼している場合には当該試験設備を要しない。</p> | |

表 3 : 型式区分 (ロット認証と共通)

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

| 要素 | 区分 |
|---------------|---|
| 種類 | (1) 面 (2) 胴 (3) 小手 |
| 面の構造 (該当する場合) | (1) 横金13本又は相当品 (2) 横金14本以上又は相当品 |
| 胴の材質 (該当する場合) | (1) 胴台が樹脂製のもの (2) 胴台がファイバー製のもの (3) 胴台が竹製のもの (4) 胴台が上記以外の材料製のもの |

表 4 : 型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額 (費用) は以下のとおりです。

| 申請窓口 | 手数料 | 振込先 |
|--------|--|---|
| 製品安全協会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請手数料 11,000 円/型式 (税抜 10,000 円/型式) ※外国からの送金時は税抜の手数料です。 | 三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT BOTKJPJT |
| 委託検査機関 | <ul style="list-style-type: none"> ◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 ・ 面 37,400 円 (税抜 34,000 円) ・ 胴 28,820 円 (税抜 26,200 円) ・ 小手 24,860 円 (税抜 22,600 円) | 委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。 |

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5：型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

| | 送付先 | 試験試料の数 |
|----------------|---|--|
| 型式確認試験の 申込先 | ◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 ＜大坂生活用品試験センター＞ 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126 | 1 個/型式 試料を送付する際 は、メモ添付等分 かるようにしてく ださい。 |


表 6：型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

| |
|----------|
| 適合日より3年間 |
|----------|

表 7：工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク（SG ラベル）は以下のとおりです。

| 表示方式 | 表示方法 |
|--------------------------|---|
| 協会支給ラベル 方式 (胴の場合) | <p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は 22mm×22mm です。 交付単位は 50 枚です。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図 1 協会支給 SG ラベル</p> </div> <p>表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。 申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。</p> |
| 自社表示方式 (面及び小手の 場合) | <p>図 2 に示す SG マークを製品本体の見やすい位置に印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> |

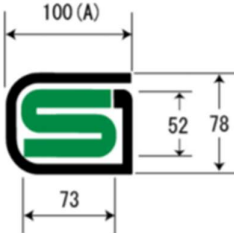
| | |
|--|---|
| |  |
| | <p>図2 自社表示</p> <p>寸法：Aを100としたときの比率で表しておりAは7.0mm以上です。 色彩：二色又は単色とする。 ※図2に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>指定の方法により製品にSGマークを表示し、原則1ヶ月毎に表示実績を報告してください。 このとき同時に表8の手数料を振り込んでください。 手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行ってください。</p> |

表8：工場登録・型式確認のSGマーク表示手数料

SGマーク（SGラベル）の代金（費用）は以下のとおりです。

| 申請窓口 | 手数料 | 振込先 |
|--------|---|--|
| 製品安全協会 | <ul style="list-style-type: none"> ・面 30.8円/個（税抜28円/個） ・胴 27.5円/個（税抜25円/個） ・小手 24.2円/対（税抜22円/対） <p>※1 SGラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。</p> | 三菱UFJ銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT |

表9：SGマーク被害者救済制度の有効期限

SGマーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

| |
|----------|
| 購入日より3年間 |
|----------|

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

| | |
|------|---|
| 申請窓口 | <p>◆一般財団法人ボーケン品質評価機構</p> <p><大阪生活用品試験センター> 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126</p> <p><東京生活用品試験センター> 〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1 TEL 03-5669-1382 FAX 03-5669-1387</p> <p><名古屋試験センター> 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 1-25-15 TEL 052-231-0861 FAX 052-231-6006</p> <p><岡山試験センター> 〒700-0936 岡山県岡山市北区富田 422-1 TEL 086-231-2700 FAX 086-231-0050</p> <p>同等性確認検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問い合わせください。なお、要する費用は国内の場合と同額です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上海愛麗紡織技術檢驗有限公司 (中国) ・ 常州紡検檢驗有限公司 (中国) ・ 青島紡検檢驗有限公司 (中国) ・ SGS CSTC Standards Technical Services Co.,Ltd. Guangzhou Branch (中国) ・ SGS Vietnam Ltd. (ベトナム) ・ SGS (Thailand) Ltd. (タイ) |
|------|---|

表 1 1 : ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

| 窓口 | 手数料 | 振込先 |
|--------------------------|---|---------------------------|
| 一般財団法人 ボーケン品質評 価機構 | (1) 基準適合性検査＋同等性検査 （検査試料の数は表 5 と同じ） ・面 60.5 円/個（税抜 55 円/個） ・胴 55 円 /個（税抜 50 円/個） ・小手 48.4 円/対（税抜 44 円/対） ※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合があります。 (2) 同等性確認検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額） | 委託検査機関が案内する方法によりお支払い願います。 |

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク（SG ラベル）は以下のとおりです。

| 表示方式 | 表示方法 |
|----------------------|---|
| 協会支給ラベル方式 （胴の場合） | 図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 22mm×22mm です。  図 1 協会支給 SG ラベル 協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。 |
| 自社表示方式 （面及び小手の場合） | 図 2 に示す SG マークを製品本体の見やすい位置に印字、刻印又は浮き出しで表示します。 |

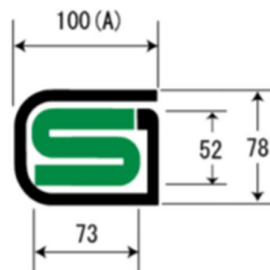


図2 自社表示

寸法：Aを100としたときの比率で表しておりAは5.0mm以上です。

色彩：二色又は単色とする。

※図2に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しすることが可能です。

申請ごとに表8の手数料をお支払いください。

【作成・改正履歴】

2025/1/1：料金変更